



# 村からのお知らせ



宝珠山庁舎 72-2311

小石原庁舎 74-2311

## 住民福祉課

### ◆平成 25 年度福祉タクシー料金助成事業について

平成 25 年度タクシー料金助成券の支給受付を平成 25 年 3 月 1 日より両庁舎にて受付しております。

- 目的：重度の心身障害者に対し、タクシー利用料金の一部を助成します。
- 対象者：療育手帳の程度が、A の者。  
身体障害者手帳の等級が、1 級又は 2 級の者。  
精神障害者保健福祉手帳の等級が、1 級又は 2 級の者。
- 助成額：タクシー利用券を年間で最高 2 4 枚交付し、1 回の乗車につきタクシーの小型料金の基本料金を助成します。

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 住民福祉課 障害者福祉係（電話：72 - 2311）まで

## 教育委員会

### ◆就学援助制度のお知らせ

東峰村では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒に給食費や学用品費の一部を支給する就学援助制度を設けています。援助を希望する方は下記の要領で申請を行って下さい。申請は年度ごとに必要です。現在援助を受けている方も、引続き援助を希望する場合は、必ず申請を行ってください。

詳しくは東峰村教育委員会までお問合せください。

#### ■援助対象となる世帯

東峰村に住所を有する公立の小中学生の保護者で下記のいずれかに該当する世帯

##### I. 前年度または当該年度に

- ①生活保護の停止または廃止になったが、なお諸学費に困っている世帯
- ②村民税の非課税及び減免措置を受けている世帯
- ③国民年金保険料の掛金が全額減免されている世帯
- ④児童扶養手当の全額支給を受けている世帯

##### II. 上記以外で次のいずれかに該当する人

- ①保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる人
- ②PTA 会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている人
- ③学用品、通学用品などに不自由しているなど、生活状態が極めて悪いと認められる人
- ④経済的な理由により欠席日数が多い人

■援助内容：学用品費、学校給食費、修学旅行費等

■申請に必要なもの：就学援助申請書（教育委員会にあります）

■申請〆切：平成 25 年 3 月 29 日（金）（※新 1 年生は 4 月末日）

■提出先・問合せ先：東峰村教育委員会

お問い合わせは

東峰村教育委員会（電話：72 - 2301）まで

## 農林建設課 ◆水道料改定について

村では、合併以前の料金を継承し、安全で良質な水道水の安定供給に努めてきましたが、施設の老朽化による維持管理費の増加、建設時の借入金返済、その他経費を含めた支出が収入を上回る経営赤字が平成21年から発生したため、基金を取壊して補填する状況となっていました。そのため水道委員会で運営方針等について協議いただいた結果、料金値上げが望ましい旨の建議を受け、平成24年12月議会審議を経て次のとおり新料金が承認されました。新料金は、**平成25年3月1日（料金は4月請求分）からの適用**となりますので、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、ご不明な点は、役場農林建設課（電話72-2313）までお尋ね下さい。

### ◆◆◆ 水道料金 ◆◆◆

水 道 料 金 (税 別)					
用 途	基 本 料 金 (1ヶ月)		超 過 料 金 (1m <sup>3</sup> 当たり)	メーター損料 (1ヶ月)	
一般用・公共用	10m <sup>3</sup> まで	1,400円	150円	20mmまで	100円
工 場 用	50m <sup>3</sup> まで	5,500円	150円	25mm	150円
一 時 用	10m <sup>3</sup> まで	2,500円	200円	30mm	200円
使用一時中止の場合		400円	/	40mm	300円
消火栓(演習用)	1回10分ごとに	400円		50mm	400円
一般用・公共用：(家事用、作業場、地区公民館、格納庫、学校など) 工場用：(工場のみ) 一時用：(仮設など臨時的に使用する場合) 消火栓：(水道施設の消火栓で、消防団等が演習等に使用した場合) 使用一時中止：(水道を廃止せず、一時的に使用を中止する場合)				/	

※使用料金には別途消費税が加算されます。

### ◆◆◆ 加入分担金 ◆◆◆

(1) 加 入 分 担 金 (税 別)			
簡 易 水 道 名	メーター口径 (径20mmまで)	メーター口径 (径25mm)	メーター口径 (径30mm以上)
小石原、鶴、今桑・東、宝珠山、竹・岩屋・栗松 地区簡水	150,000円	240,000円	400,000円

※加入分担金は、簡易水道に加入する際の分担金として納めていただくものです。この分担金には、水道管（本管）から家庭内の水道メーターまでの取り出し工事費は含まれておりません。新規に加入する際は、分担金と水道管（本管）から水道メーターまでの工事費は従来どおりご負担いただきます。

※加入分担金には別途消費税が加算されます。

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 農林建設課（電話：72-2313）まで



○平成 25 年度 学生納付特例申請について

平成 24 年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、平成 25 年度も引き続き在学予定の方へ、基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を 3 月末に送付します。平成 24 年度と同じ学校等に在籍される方は、このハガキに必要載事項を記入し返送されると、平成 25 年度も学生納付特例の申請ができます。この場合は、在学証明書の写し等の添付は不要です。

また、平成 25 年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書の写し等の添付が必要です。

○法定免除

国民年金では、障害年金を受給されるようになって、20 歳以上 60 歳未満の方は国民年金に加入しなければなりません。保険料の納付については法律によって免除される制度があります（法定免除）。具体的には障害基礎年金を受けている方、障害厚生（共済）年金を受けている方で障害等級が 1 級または 2 級の方が対象となります。

また、生活保護法による生活扶助を受けている方も対象となります。

法定免除は届出が必要となりますので、障害基礎年金等を受給している方や生活保護法による生活扶助を受給される方は、市区町村の国民年金担当の窓口にご相談ください。

○国民年金保険料を前納する場合の額等について

国民年金保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額につきまして、厚生労働省告示により定められました。

平成 25 年度分前納保険料の割引額等につきましては、下記のとおりです。

平成 25 年度 国民年金保険料納入額早見表（現金納付・口座振替比較）						
平成 25 年度	1ヶ月		6ヶ月		1年分	
	保険料	割引額	保険料	割引額	保険料	割引額
毎月納付（納付書による現金納付及び翌月末振替の口座振替）	15,040 円	—	90,240 円	—	180,480 円	—
毎月振替〔早割〕 （当月末振替の口座振替）	14,990 円	50 円	89,940 円	300 円	179,880 円	600 円
6ヶ月前納（現金納付）	—	—	89,510 円	730 円	179,020 円	1,460 円
6ヶ月前納（口座振替）	—	—	89,210 円	1,030 円	178,420 円	2,060 円
1年前納（現金納付）	—	—	—	—	177,280 円	3,200 円
1年前納（口座振替）	—	—	—	—	176,700 円	3,780 円

※一部納付（一部免除）されている方の口座振替は「毎月納付（翌月末振替）」のみのご利用となります。

お問い合わせは

東峰村役場宝珠山庁舎 住民福祉課総合窓口（電話：72 - 2311）まで

## 教育委員会 ◆教育委員会よりお知らせ

学習指導要領が改訂になり、学力の向上をめざした新学習指導要領では、小学校で年間 35 ～ 70 時間、中学校で 35 時間とそれぞれ授業時間数が増えたため、その確保と学力の定着が全国的に大きな問題となっています。東峰学園におきましても、現在の 5 日制のままでは授業時数のやりくりに限界があり、平日の授業時数が多くなるなど、子どもたちの学習負担の増加になっているという声が上がっています。

東峰村教育委員会では、この問題に対し学校現場の声や周りの取り組み状況等を調べ、検討を重ねてまいりました。対策として、土曜授業の実施や長期休業の短縮などが考えられますが、昨年は試行として夏季休業の短縮と、土曜授業の実施に取り組んでみました。その後、学校や保護者、教育推進協議会等の意見を聞きながら、土曜授業の実施をするのか、長期休業の短縮をするのかなど、最も適切な方策を総合的に検討してまいりました。

その結果、平成 25 年度より夏季休業を短縮して授業時数の確保を図ることが最適と判断し、学校管理規則を下記のように改正しましたのでお知らせします。

なお、土曜授業につきましては、実施は学校の判断で行い、行う場合は学期に 1 回程度としています。

現行(平成 24 年度)	改正(平成 25 年度から)
【 夏季休業 】 7月21日 から 8月31日	【 夏季休業 】 7月21日 から 8月24日 ※8月25日から2学期が始まります。 給食も実施します。

お問い合わせは

東峰村教育委員会(電話：72 - 2301) まで

## 企画振興課 ◆平成 25 年度 特定計量器定期検査のお知らせ及び 補助員の募集について

商店・工場・事業場・病院等で、取引又は証明に使用されている特定計量器(はかり・おもり・分銅)は、計量法第 19 条の規定により、2 年に 1 回の周期で実施される定期検査を受検しなければなりません。

該当される方は必ず受検下さい。また、併せて検査当日の受付業務に従事できる方を下記のとおり募集致します。

- 募集人数：2 名(※下記の検査日のうち、いずれか 1 日。)
- 対象者：村内に住む方で、当日受付業務に従事できる方。
- 期日・場所：4 月 22 日(月) 10:00 ～ 12:00 / 13:00 ～ 15:00  
JA 筑前あさくら宝珠山営農センター
- 4 月 23 日(火) 10:30 ～ 12:00 / 13:00 ～ 15:00  
小石原公民館
- 日当：6,020 円
- 募集締切：平成 25 年 4 月 5 日(金) まで
- 応募・問合せ先：東峰村役場 小石原庁舎 企画振興課 担当 野田まで

お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 企画振興課(電話：74 - 2311) まで